

船舶インシデント調査報告書

令和5年8月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年9月3日 17時30分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市紀の川河口付近 和歌山青岸北防波堤灯台から真方位270° 1,500m付近 （概位 北緯34° 13.0′ 東経135° 06.7′）
インシデントの概要	プレジャーボート関西道楽丸は、航行中、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年9月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 関西道楽丸、1.7トン 252-27475 和歌山、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力84.6kW、回転数毎分2,700、6気筒、ボア100mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、昭和57年5月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、釣りを終えて帰航中、主機が停止した。</p> <p>船長は、燃料タンクに燃料が多少残っていたので、船体が動揺した際に燃料系統に空気が混入したかかもしれないと思い、念のために予備タンクから燃料タンクに給油を行った後、燃料プライミングポンプ（手動操作の空気抜きポンプ）（以下「本件ポンプ」という。）を何度も押して1時間近く主機の始動を試みたが、セルモータは作動しても主機を始動させることができなかったため運航不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により、和歌山県和歌山下津港にえい航された。</p> <p>船長は、本件ポンプを操作した経験が少なく、本件ポンプを押せば空気が抜けると思い、本件ポンプを操作する際、本件ポンプを押す以外に、燃料こし器の空気抜きのボルトを緩めて混入した空気が出やすくするなどの作業を行っていなかった。</p>
分析	本船は、航行中、船体が動揺した際に燃料系統に空気が混入して主機が停止した後、船長が、本件ポンプを操作する際、燃料こし器の空

	<p>気抜きのパルトを緩めて混入した空気が出やすくすることなどを知らず、本件ポンプを押せば空気が抜けると思い、本件ポンプを押して主機を始動しようとしたことから、本件ポンプを何度押しても混入した空気が抜けきらず、主機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、船体が動揺した際に燃料系統に空気が混入して主機が停止した後、船長が、本件ポンプを操作する際、燃料こし器の空気抜きのパルトを緩めて混入した空気が出やすくすることなどを知らず、本件ポンプを押せば空気が抜けると思い、本件ポンプを押して主機を始動しようとしたため、本件ポンプを何度押しても混入した空気が抜けきらず、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、船体が動揺した際に燃料系統に空気が混入する場合がありますので、予備タンクから燃料を早めに補充しておくこと。 ・ 船長は、航行中、燃料タンクの残量低下に伴い燃料系統に空気が混入した場合に備え、あらかじめ燃料系統のプライミング要領を習得しておくこと。